

知的財産センター SD セミナー

知財の世界を覗いてみませんか

～あなたの仕事や生活にきっと役立つ知的財産の知識～

講師

佐田 洋一郎 教授

山口大学 学長特命補佐
大学研究推進機構 知的財産センター長
通商産業省、特許庁（審査長、審判長、審判部部門長）
を経て、山口大学教授に就任。知的財産センター長、山口
T L O代表取締役社長を併任。



12/
21

14:00～16:30

参加無料

月

内容

特許権、商標権、著作権などの知的財産の重要性が高まっている今日、大学や地方自治体も知的財産に関する紛争のリスクを避けて通ることはできません。

今回は、入門編として特許権と商標権をテーマに、知的財産に関するリスク管理や知的財産を成長の鍵として活用する方法について知財初心者の方でもわかりやすくお話しします。



対象

学内教職員，
近隣大学等教職員，自治体職員等

場所

山口大学吉田キャンパス
第2会議室（事務局2号館4階）
（山口市吉田 1677-1）

生活に役立つ、
ちょっとお得な
話もあるよ！



第2会議室
（事務局2号館4階）



【お問い合わせ・お申込み】

山口大学大学研究推進機構
知的財産センター（教育部門）

TEL:0836-85-9961

E-mail:edu_ip@yamaguchi-u.ac.jp

平成27年度教育関係共同利用拠点に認定されました

この度、文部科学省の平成27年度教育関係共同利用拠点に山口大学知的財産センターが認定されました。これは、「学校教育法施行規則(第143条の2)」※を根拠としています。

山口大学では、平成25年度から全学部の1年生全員に対して知財科目の必修化に取り組み、学士課程から大学院に至る知財教育カリキュラムの体系を順次整備しています。今回の拠点認定により、山口大学がこれまでに開発してきた教材等や教員対象(FD)・職員対象(SD)の知的財産に関わる組織的な研修を、全国の希望する大学に対して提供することができるようになりました。

※学校教育法施行規則(第143条の2)
大学における教育に係る施設は、教育上支障がないと認められるときは、他の大学の利用に供することができる。
2 前項の施設を他の大学の利用に供する場合において、当該施設が大学教育の充実に特に資するときは、教育関係共同利用拠点として文部科学大臣の認定を受けることができる。

提供可能なプログラム

知財FD(教員対象)

- ◇知的財産に関わる授業教材(初年次～専門教育・大学院)
- ◇YUPASS(教育用特許検索システム)の授業用教材及びID提供
- ◇知的財産に関わる模擬授業の実施、授業設計ワークショップ**研修
- ◇知的財産教育導入のためのコンサルティング(支援活動)

すべての構成員対象

- アカデミックルールに関わる研修
- 研究者倫理研修(座学・ワークショップ型**)
- 研究活動における知的財産に関わる研修
- アカデミックマナー指針策定の支援(コンサル)

知財SD(職員対象)

- 全職員対象:
- 著作権に関わる研修(初級)
一例:学内外行事のちらし作成に必要な著作権の知識等
 - 知的財産に関わる研修(初級)
- 専門職員対象:
- 知財系実務者研修(座学・ワークショップ型**)
内容:出願、契約、相談実務、利益相反対応等
 - 契約担当系実務研修(座学・ワークショップ型**)
 - 著作権に関わる研修(中級・上級)
 - 著作権に関わる権利契約実務の研修

**ワークショップ…参加者参画型を中心とした研修

山口大学知的財産SD 参加申込書

山口大学
知的財産センター行

TEL:0836-85-9961
FAX:0836-85-9962
メール: edu_ip@yamaguchi-u.ac.jp

ご所属	お名前	電話番号	メールアドレス

※申込受理の連絡等はいりません。当日会場へお越しください。

※資料準備の都合上、事前にお申し込みをお願いしておりますが、飛び込み参加も歓迎します。

【個人情報取り扱い】参加申込書に関する個人情報は、本SD以外の目的での使用や、本人の同意なく第三者への提供または開示をしません。